

東京大学低温センター 液体ヘリウム・液体窒素 使用内規

平成22年 10月 19日 制定

平成26年1月7日 改定

東京大学低温センターから供給する液体ヘリウム及び液体窒素の使用について必要な事項を以下の通り定める。

1. 液体ヘリウムまたは液体窒素を使用する場合、使用責任者を低温センターに届け出なければならない。また、液体ヘリウムを使用する場合はヘリウムデータ報告担当者を、液体窒素を使用する場合は液体窒素容器連絡担当者を、それぞれ低温センターに届け出なければならない。

(1) 使用責任者は、本学教職員とする。

(2) ヘリウムデータ報告担当者及び液体窒素容器連絡担当者は、本学教職員とし、使用責任者が選任する。

また、使用者は、本学教職員、学生及びこれに準ずるものに限る。

2. 使用における義務と責任

(1) 使用責任者は、使用者が液体ヘリウム及び液体窒素を適切に使用するよう監督し、その使用について責任を負う。

(2) 使用者は、「東京大学低温センター利用の手引（寒剤編）」に定められた事項を遵守し、液体ヘリウム及び液体窒素を適切に使用すること。

(3) ヘリウムデータ報告担当者は、「東京大学低温センター利用の手引（寒剤編）」に定められた規則に従いヘリウムガスデータを報告すること。

(4) 液体ヘリウム使用者は、ヘリウムガス回収率の向上に努め、使用後の容器を速やかに返却すること。

(5) 液体ヘリウム及び液体窒素容器の集配場所を管理する各部局等は、集配が安全かつ円滑に行えるよう、低温センターと協議の上、集配場所の確保及び安全管理に努める。

3. 供給日

液体ヘリウム及び液体窒素の供給日は平日とする。ただし、年末年始及び低温センターが特に定めた日を除く。

4. 申込方法

液体ヘリウム及び液体窒素の申込方法は「東京大学低温センター利用の手引（寒剤編）」に定める。

5. 集配場所

液体ヘリウム及び液体窒素容器の集配は指定された集配場所で行うものとする。

6. 使用料金

- (1) 液体ヘリウム及び液体窒素の使用料金は専門委員会の議を経て運営委員会で決定する。
- (2) 液体ヘリウム及び液体窒素の使用料金は、運営費交付金、受託研究費、寄附金等の部局間振替により支払うものとする。ただし、液体ヘリウムに関しては、科学研究費補助金等による支払いも認める。

7. その他

- (1) 使用者が、ヘリウムを著しく漏失もしくはヘリウムガス回収系へ多量の不純物を混入させた場合、低温センターは使用責任者に別途追徴金を科すことができる。
- (2) 低温センター長は、ヘリウムガスの回収が不可能な使用方法による供給申込に対して、少量に限り供給を許可することができる。ただし、使用料金として特別価格を設定する。また、この許可は同一年度内に限るものとする。
- (3) 低温センターが供給する液体窒素容器の内容量は、内容積 10 リットル以上 120 リットル以下とする。また、ガラス製容器での液体窒素供給は行わない。

附則

この内規は、平成 22 年 10 月 19 日から施行する。

附則

この内規は、平成 26 年 1 月 7 日から施行する。

補足

「液体ヘリウムの利用内規」 昭和 63 年 4 月 1 日 制定

改正 平成 5 年 6 月 22 日、平成 14 年 8 月 1 日、平成 16 年 4 月 1 日、平成 17 年 4 月 1 日、

平成 18 年 7 月 19 日、平成 18 年 11 月 17 日、平成 20 年 6 月 20 日

平成 22 年 10 月 19 日廃止、「東京大学低温センター液体ヘリウム・液体窒素使用内規」へ改編

「東京大学低温センター液体窒素使用内規」平成 2 年 5 月 1 日 制定

改正 平成 2 年 11 月 15 日、平成 15 年 4 月 1 日、平成 16 年 4 月 1 日、平成 17 年 4 月 1 日、

平成 18 年 11 月 17 日、平成 20 年 6 月 20 日

平成 22 年 10 月 19 日廃止、「東京大学低温センター液体ヘリウム・液体窒素使用内規」へ改編